

官報

號外

昭和十年二月二十四日

第十八 常磐鐵道運賃低減ニ關スル
建議案(中井川浩君外一名提出)

(委員長報告)

○議長(濱田國松君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス

(書記官朗讀)

第十九 阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル
建議案(蔭山貞吉君外六名提出)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
(第一號)昭和九年度歲入歲出總豫算追加
案

第二十 阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル
建議案(前田房之助君外七名提出)

(特第一號)昭和九年度各特別會計歲入歲
出豫算追加案

第二十一 御影芦屋川間ニ防潮護岸堤
構築ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提
出)

(委員長報告)
(以上二月二十三日提出)

第二十二 芦屋川御影間防潮堤構築ニ
關スル建議案(前田房之助君外三名
提出)

(委員長報告)
(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)

第二十三 地方稅制限ニ關スル法律中
改正ニ關スル建議案(高田耘平君外
五名提出)

(委員長報告)
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實施
ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル法律案

第二十四 地方稅制限ニ關スル法律中
改正ニ關スル建議案(近藤壽市郎君
外七名提出)

(委員長報告)
提出者
久山 知之君 大野 伴睦君
立川 平君

第二十五 林業振興ニ關スル建議案
(高田耘平君外六名提出)

(委員長報告)
農業用礦油輸入稅免除ニ關スル建議案
提出者
多田 滿長君

第二十六 林業振興ニ關スル建議案
(近藤壽市郎君外六名提出)

(委員長報告)
提出者
坂東幸太郎君 小池 仁郎君

第二十七 森林火災保險國營ニ關スル
建議案(高田耘平君外五名提出)

(委員長報告)
提出者
大島 寅吉君

第二十八 森林火災保險國營ニ關スル
建議案(近藤壽市郎君外六名提出)

(委員長報告)
提出者
眞鍋 儀十君 松永 東君

第二十九 各戰役殊勳者優遇即行ニ關スル建議案
(佐藤庄太郎君外二名提出)

(委員長報告)
提出者
高橋 義次君

第三十 文官任用令改正ニ關スル建議案
(手代木隆吉君外二名提出)

(委員長報告)
提出者
田村 實君 小林 絹治君

第三十一 第一讀會ノ續(委員長報告)

(委員長報告)
提出者
家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案
(八田宗吉君外七名提出)

(委員長報告)
提出者
第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十二 第一讀會ノ續(委員長報告)

(委員長報告)
提出者
給與ニ關スル法律案(寺田市正君外
三名提出)

第三十三 第一讀會ノ續(委員長報告)

(委員長報告)
提出者
第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十四 第一讀會ノ續(委員長報告)

(委員長報告)
提出者
官報號外 昭和十年二月二十四日 衆議院議事速記錄第十八號 議長ノ報告

大都市交通統制審議會設置ニ關スル建議案 提出者 世耕 弘一君 三上 英雄君 理事 深澤豊太郎君 (理事尾康平君本日理事辭任ニ付其ノ補闕)
下關港ニ開港港則實施ニ關スル建議案 提出者 阿武隈川下流改修ニ關スル建議案 提出者 北洋材ノ需給調節ニ關スル建議案 提出者 漢川 嘉助君 上田 孝吉君 玉置吉之丞君 提出者 深澤豊太郎君 國枝捨次郎君 利根川河口改修ニ關スル建議案 提出者 今井 健彦君 佐藤洋之助君 官幣大社廣田神社ヲ神宮ニ昇格ニ關スル建議案 提出者 薮山 貞吉君 多田 滿長君 (以上二月二十一日提出) 一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ 提出者 伊禮 駿君 (以上二月二十二日提出) 一去二十一日特別委員理事補闕選舉ノ結果 質問主意書 提出者 伊禮 駿君 (以上二月二十二日提出) 一昨二十二日委員長及理事五選ノ結果左ノ如シ 委員長 理事 小林 久義君 村松 文隆君 木暮武太夫君
營業収益稅法中改正法律案 (中谷貞頼君外二名提出) 委員 木暮武太夫君 大崎 清作君 鈴木辰三郎君 有馬 淳雄君 鈴木吉之助君 斯波 貞吉君 竹下 文隆君 中村不二男君 中村 繼男君 村松 久義君 吉川吉郎兵衛君 飯村 五郎君
政府貸付金處理ニ關スル法律案 (政府提出) 委員 辭任依光 好秋君 補闕河野 一郎君 一昨二十二日委員長及理事五選ノ結果左ノ如シ 委員長 倉庫業法 第一 倉庫業法案 (政府提出) 第一讀會
○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可スルニ決シマシタ、尙ホ御諮詢致スコトガアリマス、決算委員長ヨリ、同委員會及分科會ヲ開キタイトノコトデアリマス、又政府貸付金處理ニ關スル法律案、借地借家調停法中改正法律案外六件、衛生組合法案外四件、是等ノ各委員長ヨリ、本日本會議中委員會ヲ開キタシトノ申出ガアリマス、尙ホ今後本會議中ト雖モ、同委員會及分科會ヲ開キタイトノコトデアリマス、何レモ之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮詢致シマス、大島寅吉君病氣三付二月二十三日ヨリ三月四日マテ請暇ノ申出ガアリマス、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

營業収益稅法中改正法律案 (中谷貞頼君外二名提出) 委員 木暮武太夫君 大崎 清作君 鈴木辰三郎君 有馬 淳雄君 鈴木吉之助君 斯波 貞吉君 竹下 文隆君 中村不二男君 中村 繼男君 村松 久義君 吉川吉郎兵衛君 飯村 五郎君

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可シマス——日程第一、倉庫業法案ノ第一讀會ヲ開キマス——商工大臣リマス、何レモ之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

第三條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者事業計畫、營業規則又ハ保管料率表ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可又ハ前條ノ認可ヲ爲スセントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ寄託ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第六條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行スル場合ニ於テハ寄託者ノ爲ニ受寄物ヲ火災保險ニ付スベシ但シ寄託者ガ反對ノ意思ヲ表示シタル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ業務及設備ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依リ臨檢ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫、營業規則及保管料率表ヲ具シ主務大臣ニ之他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可若ハ認可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ預證券及質入證券若ハ倉荷證券ノ發行ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條ノ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得主務大臣第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ著シク寄託者又ハ預證券質入證券若ハ倉荷證券ノ所持人ノ利益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同

第十一條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テ其ノ倉庫營業ヲ相続ニ因リテ承繼シタル者ハ之ヲ第一條得

第十二條 本法中主務大臣ニ職權ハ命令ヲ以テ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ

第十三條 第一條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ又ハ第十條ノ規定ニ依ル發行停止ノ命令ニ違反シテ預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ事業計畫、營業規則又ハ保管料率表ヲ變更シタルトキニ第七條若ハ第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ナズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ

タルトキ

第十五條 倉庫營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ

其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ倉庫營業者ニ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ第一條ノ規定ニ拘ラズ預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第一條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

倉庫營業者前二項ノ規定ニ依リ預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行シタルトキハ其ノ發行ノ日ヨリ前二項ノ期間内第七條乃至第十條、第十三條、第十四條第二號及第三號、第十五條並ニ第十六條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

○國務大臣町田忠治君 倉庫業法案ヲ提
（國務大臣町田忠治君登壇）
○議長（濱田國松君）青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

出致シマスル理由ノ大體ヲ申述ベマス、倉庫營業ハ主トシテ貨物ノ大量保管ヲ職分ト

ト同ジク、社會公衆ニ對シテ重大ナル利害關係ヲ有スルモノアリマス、殊ニ倉庫證券ヲ發行スル場合ニ於キマシテ、商品ノ賣買竝ニ商品擔保金融上、重大ナル機能ヲ營

ムモノニアリマシテ、其經營ノ良否、設備

ノ完否等ハ、國民經濟ノ發展ニ重大ナル關係ヲ有スルコトハ、私ヨリ申上ゲルマデモ

アリマセヌ、然ルニ從來我國ニ於キマシテハ、倉庫營業ヲ監督取締スル法規ハ完備致

シテ居リマセヌガ爲ニ、保管設備又ハ經營

方法ニ付キマシテ、遺憾ノ點ガ少クナイノ

デアリマシテ、其結果倉庫營業竝ニ倉庫證券ノ信用ヲ薄弱ナラシメマシテ、商品ノ賣

買、商品擔保金融ノ圓滑ヲ期シテ、倉庫營業ノ機能ヲ完全ニ發揮セシムルガ上ニ於テ

ハ、相當大キナ支障ガアッタノデアリマス、

仍テ茲ニ倉庫營業ノ監督取締ノ法規ヲ制定致シ、資力信用ノ薄弱、又ハ設備ノ不完全

ナル倉庫營業者ノ倉庫證券ノ發行ヲ取締ル

ト共ニ、其事業經營ニ付キマシテ適當ナル監督ヲ行ヒ、由テ以テ倉庫營業ノ健全ナル

發達ヲ助長スルノ趣意ヲ以テ、此法案ヲ提出

出致シタル次第アリマス、何卒慎重御審議

ノ上御協賛アランコトヲ御願致シマス（拍手）

○議長（濱田國松君）本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リヲ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス

○議長（濱田國松君）青木君ノ動議ニ御異

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（濱田國松君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、第十二回國際オリムピック大會經費補助ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、建議委員長ノ報告ヲ求メマス、——田中祐四郎君

○議長（濱田國松君）青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（濱田國松君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、第十二回國際オリムピック大會經費補助ニ關スル建議案（鷦山一郎君外九名）

提出

第十二回國際オリムピック大會經費補助ニ關スル建議案（鷦山一郎君外九名）

（委員長報告）

第十二回國際オリムピック大會經費補助ニ關スル建議案

政府ハ皇紀二千六百年東京市ニ於テ開催セラルヘキ第十二回國際オリムピック大會ニ對シ相當ノ經費ヲ補助セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

第一回國際オリムピック大會經費補助ニ關スル建議案(鳩山一郎君外九名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十年二月二十三日

建議委員長 田中祐四郎

衆議院議長濱田國松殿

○田中祐四郎君 簡單デアリマスカラ此席

〔登壇ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 登壇ヲ求メマス

〔田中祐四郎君登壇〕

○田中祐四郎君 只今緊急上程ヲセラレマシタ此建議案ニ付キマシテ、委員會ノ經過竝ニ結果ヲ報告致シマス、第十二回國際オリンピック大會經費補助ニ關スル建議案ニ付キマシテハ、午前ノ委員會ニ於キマシテ、提案者島田俊雄君ノ説明ガアリマシタ、尙ホ之ニ對シ政府委員ヨリモ、其趣旨ニ贊意ヲ表スル旨ノ發言ガアリマシタ、委員ハ慎重ニ質疑應答ヲ重ねマシテ、審議ヲ遂ゲタル結果、本案ハ體育ノ振興及國際文化ノ伸展上、極メテ重要ナルモノト認メマシテ、滿場一致ヲ以テ之ヲ可決致シマシタ、此段御報告申上ダマス(拍手)○議長(濱田國松君) 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依ツテ其發言ヲ許シマス——

○牧山耕藏君(登壇)

○牧山耕藏君 第十二回國際オリムピック大會ニ關スル建議案ハ、我ガ衆議院ニ於ケル各派聯合一致ノ提案デアリマシテ、即チ此問題ニ對スル國民ノ總意ヲ表明致スモノデアリマス、私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマ

シテ、簡單ニ贊成ノ意見ヲ表明シタイト思フノデアリマス

古代「オリムピア・ゲーム」ガ國際的大祭典

トシテ、崇高ナル精神ヲ以テ創設サレマシ

タルコトハ、當時ノ歴史的事實ガ、嚴ニ之ヲ證明致シテ居ルノデアリマス、歷史ノ示

ス所ニ依リマスレバ、此祭典開催中ハ、參

加國間ニ於テ戰端ガ開カレテ居リマシテ

モ、神ノ休戦トシテ暫ク干戈ヲ收メテ、此

「ゲーム」ニ從事シタト云フ位デアリマシテ、

如何ニ崇高ナル精神ヲ以テ生れ出タカト云

フコトガ明デアルノデアリマス、十九世紀ノ

末葉ニ至リマシテ、國際オリムピック大會ト

シテ復活ヲ致シタノデアリマスルガ、此大

會モヤハリ創設當初ノ大精神ヲ以テ更生サ

レタモノデアリマシテ、即チ世界人類ノ健

康増進、國際文化ノ促進、竝ニ世界平和ノ

建設ニ貢獻スル目的ヲ以テ再生致シタノデ

アリマシテ、過去十回ノ實例ニ徴シマシテ

モ、此大會ノ總裁ニ當ル人ハ、開催國ノ元

大會ガ、我ガ皇土ニ開催セラレマスルコト

ク中外ニ宣揚スベキ絶好ノ機會デアルノデ

アリマス、此機會ニ於テ、國際オリムピック

文學、美術、音樂等ノ展覽會行事ヲ併セ行

ハレルモノデアリマシテ、世界文化ノ向上ニ貢獻スルコトモ亦大ナルモノデアリマス、

ハ唯單ニ運動競技ヲ主トスルバカリ、ナク、

スベキノミナラズ、亞細亞民族ノ爲ニ洵ニ

満足ニ堪ヘザル所デアリマス(拍手)此大會

向ヒツ、アルコトハ、我ガ帝國ノ爲ニ慶祝

感ズルト信ズルノデアリマス、仍テ此問題

ヲ實現致シマスル爲ニハ、我ガ國民ハ眞ニ

モ相當嵩ムデアリマセウ、觀覽者、應援團

等ノ渡來ニ付キマシテモ、亦負擔ノ過重ヲ

感ズルト信ズルノデアリマス

ス、政府ニ於キマシテハ、此目的の完成ノ爲

ニ積極的ニ乘出スト共ニ、十分ナル國費ノ

補助ヲ必要ト存ズルノデアリマス、ドウカ

政府ニ於カレマシテハ、國民ノ總意ト思ハ

レル此重要建議案ノ趣旨ヲ十分ニ看取サレ

マシテ、建議ノ目的達成ニ向ツテ甚大ナル

努力ヲ拂ハレンコトヲ希望スルノデアリマ

ス、尙ホ本案ノ審議中ニ於テ、國務大臣ヨ

リ本案ニ對スル明確ナル意思ノ表明ヲ希望

致スモノデアリマス(拍手)

關係者ノ斡旋盡力ニ依リマシテ、ドウヤラ

ス、遠隔ノ地ニアリ、選手ノ派遣ノ費用等

伊太利ノ首相「ムソソリーニ」氏ノ好意ト、

伊太利ノ首相「ムソソリーニ」氏ノ好意ト、

トアルノデアリマス、併ナガラ此目的ヲ

○議長(濱田國松君) 次ノ通告者岸衛君
〔岸衛君登壇〕

○岸衛君 第十二回國際オリムピック大會

ヲ我ガ日本ニ於テ行ハント致シマスノハ、

萬國博覽會開催ト共ニ、光輝アル紀元二千六百年ヲ記念シ、更ニ進ンデ我ガ大和民族

ガ、有ユル機會ニ有ユル方面ニ躍進ニ躍進

ヲ重ントスル、其前途ヲ祝福スル意味ニ

於キマシテモ、最モ相應ハシク、且ツ適切

ナル事業ナリト確信スル次第アリマス(拍手)而シテ斯ル健全ナル國際的事業ニ對シ、

政府ガ相當ノ援助ヲ爲シマスコトハ、精神

作興ニ寄與スルコト甚大ナル「スポーツ」ノ爲ニモ、將又絢爛ヲ極メテ居リマス我ガ文

化ヲ海外ニ宣揚シ、且ツ我ガ卓越セル國民

性ノ眞價ヲ汎ク國際的ニ周知セシメ、觀光

政策上ニ於キマシテモ、極メテ妥當ナリト

信ジマシテ、茲ニ我ガ國民同盟ヲ代表シマシテ、雙手ヲ舉ゲテ本案ニ賛成ノ意ヲ表スル次第アリマス（拍手）

○議長（濱田國松君） 安藤正純君
〔安藤正純君登壇〕

○安藤正純君 第十二回國際オリムピック大會ヲ我ガ東京ニ招致シテ、ソレガ爲ニ之ニ要スル經費ノ補助ヲ政府ニ望ム建議案デゴザイマス、吾々ハ此建議案ニ對シマシテ、滿腔ノ誠意ヲ以テ贊成ヲ表スル者デゴザイマス、何故ニ第十二回國際オリムピック大會ヲ、ソレ程マデニ我ガ國民ガ希望シテ居ルカト申シマスレバ、此オリムピック大會ハ、抑、古代希臘ニ濫觴ヲ發シマシテ、約十一世紀ノ間續イテ居リマシテ廢止ヲセラレマシタガ、佛蘭西ノ「クーベル」男爵ニ依ッテ復興ヲセラレマシテカラ、今年ニ至ルマデ約四十年間繼續ヲ致シテ居リマスガ、此運動ハ昔ノ希臘デ行タ時ヨリモ、更ニ其規模ヲ擴大シ、其精神ヲ擴充致シマシテ、體育ノ理想デアル所ノ肉體的完成ト、茲ニ純運動ハ皆本當ニ感極テ泣イタサウデアリマス、併シ此感激ハ、決シテ日本國民バカリノ感激デハナカツタ、十万ノ各國民ハ等シク、近々二十年間ニ築キ上ガタ所ノ新興日本ノ儼然タル地位ニ今更驚嘆ノ眼ヲ瞠リ、至大ノ感激ト、心カラナル敬意トヲ、我ガ民族ニ與ヘタノデゴザイマス（拍手）殊ニ此大會ニ於テ注意ヲ致サナケレバナラナイコトハ、我國ノ各選手ガ、勝利ノ光榮ニ向ヒテ、實ニ堅實ナル奮闘努力ヲ繼續致シマシタト共ニ、公明正大ノ運動ノ本精神ヲ忘レ増進セントスルマデニ擴大ヲサレタノデアリマス、復興後ニ於キマシテハ、既ニ第十四ノ大會ヲ開キ、來年ハ柏林ニ於テ第十一回ノ大會ヲ開キ、來年ハ柏林ニ於テ第十一回ノ大會ヲ開クコトニナツテ居リマス、我國ガ此競技ニ參加ヲ致シマシタノハ千九百二年、即チ我が明治四十五年ノ「ストックホルム」ノ第五回大會ノ時カラデゴザイマス、而モ此時ニハ、我國ハ僅ニ一名ノ選手ヲ送ッタニ過ギマセヌ、其結果ハ慘敗ニ終ツタノデアリマス、之ヲ一昨年開キマシタ「ロサンゼルス」ノ第十回ノ大會ニ、我國カラハ男女總計百三十一名ノ選手ヲ送リマス

テ、其成績ハ各國ノ強豪ヲ抜キマシテ、一躍七ツノ選手權ヲ得マシテ、其外ニ二等ガ十八本ノ我ガ大小ノ國旗ヲ「ステージ」ノ檣上高ク掲揚スルコトガ出來マシタノニ較ベマスト、實ニ今昔ノ感ニ堪ヘナインデアリマス（拍手）此時ノ光景ヲ右大會ノ參加者カラ直接ニ聽キマスト、日本ノ選手ノ涙グマシイ活躍ニ依ツテ、如何ナル種目ニ於キマシテモ、優勝者ノ地位ヲ贏チ得マシテ、其度毎ニ日本ノ國旗ガ檣上高ク掲揚セラレ、君ガ代ノ國歌ハ吹奏セラレ、是ト共ニ各國十萬ノ觀衆ガ總起立脱帽ヲシテ、我ガ國旗ノ前ニ最敬禮ヲ爲シマシタ其場合ハ、實ニ感激其モノデアッテ、其處ニ居タ、我ガ國民ハ、皆本當ニ感極テ泣イタサウデアリマス、併シ此感激ハ、決シテ日本國民バカリノ感激デハナカツタ、十万ノ各國民ハ等シク、近々二十年間ニ築キ上ガタ所ノ新興日本ノ儼然タル地位ニ今更驚嘆ノ眼ヲ瞠リ、至大ノ感激ト、心カラナル敬意トヲ、我ガ民族ニ與ヘタノデゴザイマス（拍手）殊ニ此大會ニ於テ注意ヲ致サナケレバナラナイコトハ、我國ノ各選手ガ、勝利ノ光榮ニ向ヒテ、實ニ堅實ナル奮闘努力ヲ繼續致シマシタト共ニ、公明正大ノ運動ノ本精神ヲ忘レ増進セントスルマデニ擴大ヲサレタノデアリマス（拍手）私共國民ハ此音報ヲ得テ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイト共ニ「ムッソリーニ」首

トノナイ東洋デ、オリムピック大會ヲ招致シタイト言フノナラバト云フ、武士道精神ニ基イテ、第十二回大會ヲ羅馬デ開クコトヲ見合ハセル旨ノ回答ヲ致サレタサウデアリマス（拍手）私共國民ハ此音報ヲ得テ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイト共ニ「ムッソリーニ」首先上ゲマシタ通じテ日本國民ノ眞價ヲ世界ニ發揮スルコトヲ忘レナカツタ此態度デゴザイマス（拍手）此國際オリムピック第十一回大會ハ、先程申上ゲマシタ通リニ、明年伯林デヤルコトニ決シテ居リマス、幸ニシテ若シ第十二回ノ大會ガ、我ガ日本ノ東京ニ開催スルコトニ確定ヲ致シマスルナラバ、丁度其年ハ、我ガ紀元二千六百年ニ相當スルノデアリマシテ、官民協力一致シテ事ノ成功ニ努メナケレバナラヌコト、存ズルノデアリマス（拍手）隨テ政府ニ於キマシテモ、事情ノ許ス限り、ヲ與ヘタイト存ジテ居ルノデアリマス（拍手）

○政府委員添田敬一郎君（添田敬一郎君登壇）

○政府委員添田敬一郎君（添田敬一郎君登壇）

○政府委員（添田敬一郎君） 文部大臣ハ只今貴族院ノ豫算總會ニ出テ居リマスノデ、副島伯ト杉村大使トガ、昨年來協力シテ色々盡力シ、色々折衝中デアリマシタガ、丁度過ダル九日「ムッソリーニ」首相ト會見ヲシタ其結果「ムッソリーニ」首相ハ、日本ガ建國二千六百年ノ好機ニ際シ、今マデ開イタコトノナイ東洋デ、オリムピック大會ヲ招致シタイト言フノナラバト云フ、武士道精神ニ基イテ、第十二回大會ヲ羅馬デ開クコトヲ見合ハセル旨ノ回答ヲ致サレタサウデアリマス（拍手）私共國民ハ此音報ヲ得テ、洵ニ欣快ニ堪ヘナイト共ニ「ムッソリーニ」首先上ゲマシタ通じテ日本國民ノ眞價ヲ世界ニ發揮スルコトヲ忘レナカツタ此態度デゴザイマス（拍手）此國際オリムピック第十一回大會ハ、先程申上ゲマシタ通リニ、明年伯林デヤルコトニ決シテ居リマス、幸ニシテ若シ第十二回ノ大會ガ、我ガ日本ノ東京ニ開催スルコトニ確定ヲ致シマスルナラバ、丁度其年ハ、我ガ紀元二千六百年ニ相當スルノデアリマシテ、官民協力一致シテ事ノ成功ニ努メナケレバナラヌコト、存ズルノデアリマス（拍手）隨テ政府ニ於キマシテモ、事情ノ許ス限り、ヲ與ヘタイト存ジテ居ルノデアリマス（拍手）

○議長（濱田國松君） 採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(總員起立)

客運貨ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スルコトヲ得

○議長(濱田國松君) 起立總員(拍手)仍テ
本案ハ可決サレマシタ、日程第三及第四ハ、
同種議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御
異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第三、傷痍軍人及戰公傷病死
者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案、日程第四、傷痍軍人及戰公傷病死
者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案、以上兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開
キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマ
ス——日程第三、提出者江藤源九郎君

第三條 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等
ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法
律案(江藤源九郎君提出) 第一讀會
第四條 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等
ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法
律案(上原平太郎君外二名提出)

第一讀會

本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道
船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案
第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道(連
絡航路ヲ含ム)、一般交通ノ用ニ供スル
地方鐵道及軌道竝南滿洲鐵道株式會社
所屬ノ鐵道ヲ謂フ
第二條 本法ニ於テ船舶トハ一般交通ノ
用ニ供スル爲航路ヲ定メ定期ニ航行シ
テ旅客ヲ運送スル船舶ニシテ命令ヲ以
テ指定スルモノヲ謂フ
第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ増加恩給及傷病年金受給者ニ在リテ
ハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅
行ノ期日ハ、傷痍軍人及戰公傷病死者
遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案ハ可決サレマシタ、日程第三及第四ハ、
同種議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御
異議アリマセヌカ

第四條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ハ
老齡等ノ爲他人ノ扶助ヲ要スル者ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ附添人一名ヲ限り
本人相當ノ無賃又ハ旅客運貨割引ニテ
之ヲ同伴スルコトヲ得

第五條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭
ニ參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領ノ爲旅
行スルトキハ其ノ往復ニ限リ無賃又ハ
旅客運貨ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スル
コトヲ得

第六條 第三條及第五條ニ掲クル者船舶
ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本法ノ規定
ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當
スルトキハ旅客運貨ノ五割引、五割引
運貨ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルト
キハ旅客運貨ノ二割引ニテ乗船スルコ
トヲ得

第七條 第三條、第四條及第五條ニ掲ク
ル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本
法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅
行ニ相當スルトキハ旅客運貨ノ五割引、
五割引運貨ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當
スルトキハ旅客運貨ノ二割引ニテ乗船
スルコトヲ得

第八條 第三條、第四條及第五條ニ掲ク
ル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本
法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅
行ニ相當スルトキハ旅客運貨ノ五割引、
五割引運貨ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當
スルトキハ旅客運貨ノ二割引ニテ乗船
スルコトヲ得

ハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅
行ノ期日ハ、傷痍軍人及戰公傷病死者
遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案ハ可決サレマシタ、日程第三及第四ハ、
同種議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御
異議アリマセヌカ

(江藤源九郎君只今上程ニナリマシタ、
傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶
等乗車船優遇ニ關スル法律案ヲ提出致シマ
シタ理由ノ一端ヲ申上ゲマシテ、御贊成ヲ
御願致シタイト思フノデアリマス、本法律
案ハ既ニ數回我衆議院ヲ通過致シテ居ル
ノデアリマス、不幸ニシテ鐵道省當局
ガ贊成致シマセズガ故ニ、貴族院ヲ通過ス
ルニ至リマセヌデ、洵ニ遺憾千萬ニ存ジテ
居ルノデアリマス、而シテ今日迄ノ委員會
等ニ於ケル鐵道省當局ノ主ナル反對ノ理由
ハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅
行ノ期日ハ、傷痍軍人及戰公傷病死者
遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル
法律案ハ可決サレマシタ、日程第三及第四ハ、
同種議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御
異議アリマセヌカ

ハ左ノ三點ニアルヤウデアリマス、其第一
點ハ、傷痍軍人及遺族ニ優遇スル趣旨ニ
付テハ大ニ贊成デハアルガ、是ハ國家全體
ノ負擔ニ於テ優遇スペキモノニアツテ、特別
會計デアル鐵道省ノミノ負擔ト爲スコトハ
不合理デアル、殊ニ鐵道省ハ、其當時ハ赤
字デ苦シニ居ツタノデアルカラト、斯ウ言フ
ノデアリマス、成程傷痍軍人ヤ遺族ハ、國
家ノ犠牲者デアリマスルカラ、嚴格ナル意
味ニ於キマシテハ、鐵道省ノ負擔トセズ、
之ヲ同伴スルコトヲ得

第九條 戰公傷病死者ノ遺族ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭
ニ參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領ノ爲旅
行スルトキハ其ノ往復ニ限リ無賃又ハ
旅客運貨ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スル
コトヲ得

第十條 第三條、第四條及第五條ニ掲ク
ル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本
法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅
行ニ相當スルトキハ旅客運貨ノ五割引、
五割引運貨ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當
スルトキハ旅客運貨ノ二割引ニテ乗船
スルコトヲ得

ハ、現在法律ヲ以テ優遇乗車ヲ規定致シテ居ルモノハ議員ノミデアリマス、然ルニ今又傷痍軍人及遺族ヲ、法律ヲ以テ優遇乗車セシムルコトニ致シマスルト、是ガ前例トナリマシテ、大衆ノ力ヲ以テ色々ノ者ガ優遇乗車ヲ強要スルコト、ナリマシテ、遂ニハ鐵道省ノ運輸計畫ヲ破壊スルニ至ル虞ガアルカラト言フノデアリマス、併ナガラ御承知ノ通リニ、議員ハ國家ニ對シテ特別ノ關係ヲ有シ、傷痍軍人及遺族ハ國家ニ對シテ特別ノ犠牲ヲ拂ツテ居ル者デアリマスルカラ、是ガ前例トナリマシテ、遂ニ鐵道省ノ輸送計畫ヲ破壊スルニ至ルト云フヤウナ心配ハ萬ナイト、私ハ信ジテ居ルノデアリマス、第三點ハ、私立會社ニ法律ヲ以テ優遇乗車ヲ強制致シマスルコトハ、其利益ヲ法律ヲ以テ侵害スルコトニナルカラ、穩當デナイト言フノデアリマス、併ナガラ私設鐵道モ亦船舶會社等モ、社會公益ノ爲ニ特別ニ許可セラレタモノデアリマシテ、國家ヨリ特別ノ保護ヲ受ケテ居ル獨占會社デアリマスルガ故ニ、之ニ對シテ國家ガ或ル輕微ナル負擔ヲ負ハシメルコトハ、決シテ差支ナイト信ズルノデアリマス、現ニ軍事供用令ハ、私設鐵道ニモ適用致シテ居ルノデアリマス、最後ニ一言附加ヘテ置キタイコトハ、現ニ實質的ニハ優遇セラレテ居ルノデアルカラ、強テ法律ヲ以テ規定シナリトモ宜イデハナイカト云フ議論ニ付テ、アリマス、法律デ規定セラレマスルコトハ、申ス迄モナク國民ノ總意ト、辱クモ陛下ノ大御心ニ依ツテ優遇セラレルコトニナルノデアリマスカラ、精神的ニハ大ナル優遇ヲ受ケルコト、ナルノデアリマス、軍當局ニ於テモ、法律ヲ以テ規定セラル、コ

トヲ希望シテ居ルコトハ勿論ト信ジマス、又從來遞信省當局ニ於テハ、大體ニ於テ贊成シテ居ラレルノデアリマスルカラ、ドウカコトヲ切望致ス次第デアリマス(拍手)○議長(濱田國松君) 日程第四、提出者上原平太郎君

○議長(濱田國松君) 簡單デアリマスルカラ、自席カラ發言ヲ御許シラ願ヒタイト思ヒマス

○議長(濱田國松君) 許可致シマス

○上原平太郎君 本案ハ只今江藤君カラ詳細ニ理由ヲ述ベラレマシタノデ、私ハ之ヲ省略致シマス、法律ヲ以テ規定ラシテ置クト云フコトハ、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ニ對スル優遇ヲ、國家ノ意思ヲ以テ明ニ表示スルモノデアリマシテ、實質的ニハ現在是等ノ優遇ガ相當ニ行ハレテ居リマスルガ、尙ホ私設鐵道會社等ニ於キマシテハ、動モスルト特別ノ憐憫デ「バス」ヲ出スヤウナ顔ヲスル會社ガナキニシモアラズデアリマス、何卒皆様ノ御協賛ヲ得マシテ、多年國家ノ爲ニ至誠ヲ獻ゲテ盡シマシタル犠牲者ガ熱望致シテ居リマスル、此優遇案ヲ可決セラレンコトヲ御願致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 別ニ質疑ノ通告ハアルノデアルカラ、強テ法律ヲ以テ規定シナクトモ宜イデハナイカト云フ議論ニ付テ、アリマス、法律デ規定セラレマスルコトハ、申ス迄モナク國民ノ總意ト、辱クモ陛下ノ大御心ニ依ツテ優遇セラレルコトニナルノデアリマスカラ、精神的ニハ大ナル優遇ヲ受ケルコト、ナルノデアリマス、軍當局ニ於テモ、法律ヲ以テ規定セラル、コ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○内藤正剛君 日程第三及第四ノ兩案ハ一括シテ、八田宗吉君外七名提出、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○青木雷三郎君 本案ハ藤田若水君外四名提出、借地借家調停法中改正法律案外六件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマスリマセヌ

○青木雷三郎君 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム他ノ法令中私生子トアルハ之ヲ母生子トス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○内藤正剛君 登壇

○内藤正剛君 只今上程セラレマシタ私生子ノ名稱廢止ニ關スル法律案デアリマス、本法第一項ノ記載例ニ依リ之ヲ訂正スヘシ但シ利害關係人ノ申請ニ因リ其ノ記載ヲ訂正スルコトヲ妨ケス

○議長(濱田國松君) 前項ノ訂正ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(濱田國松君) 御異議ナキモノト認メマス、仍テ動議ニ如ク決シマシタ一日程第六、建築士法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者手代木隆吉君

○議長(濱田國松君) 建築士法案(手代木隆吉君外七名提出) 第一讀會

第一條 建築士ハ建築士ノ稱號ヲ用ヒテ建築ニ關スル設計、工事監督、相談、調査又ハ鑑定ヲ爲シ其ノ他之ニ附隨スル事項ヲ取扱フコトヲ業トスルモノト

〔内藤正剛君登壇〕

○内藤正剛君 只今上程セラレマシタ私生子ノ名稱廢止ニ關スル法律案デアリマス、本院デハ可決ニナッテ居ルノデアリマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 建築士法案 第一讀會

第一條 建築士ハ建築士ノ稱號ヲ用ヒテ建築ニ關スル設計、工事監督、相談、調査又ハ鑑定ヲ爲シ其ノ他之ニ附隨スル事項ヲ取扱フコトヲ業トスルモノト

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ建築士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ外國ノ國籍ヲ有スル者ニシテ私法上ノ能力者タルコト

二 建築士試験ニ合格シタルコト
建築士試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス建築士タル資格ヲ有ス

一 建築學ヲ修メタル工學博士

二 帝國大學若ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ建築學ヲ修メ之ヲ卒業シ一年以上建築ニ關スル實務ニ從事セル者又ハ専門學校令ニ依ル専門學校ニ於テ建築學ヲ修メ之ヲ卒業シ一年以上建築ニ關スル實務ニ從事セル者

三 主務大臣ニ於テ前號ニ掲クル學校ト同等以上ト認メタル學校ニ於テ建築學ヲ修メ之ヲ卒業シ一年以上建築ニ關スル實務ニ從事セル者

四 前各號以外ノ者ニシテ建築士試驗委員ノ銓衡ニ依リ前一號同様ノ資格アリト認メラレタル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ建築士タル資格ヲ有セス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ起算シテ三年ヲ經過セル者ハ此ノ限ニ在

二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
三 建築士ノ業務ノ停止ノ期間中其ノ

業務ヲ廢止シ未タ其ノ期間ノ經過セ

サル者

第五條 建築士ハ自ラ左ノ業務ヲ營ミ又ハ左ノ業務ヲ營ム者ノ使用人タルコトヲ得ス

一 土木建築ニ關スル請負業

二 建築材料ニ關スル商工業又ハ製造業

三 登錄簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

建築士ノ登錄ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 建築士ノ登錄ヲ受ケムトスル者ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

第八條 建築士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

第九條 建築士本法ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ業務上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ建築士懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒スルコトヲ得

建築士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 建築士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一 謙責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内建築士ノ業務ノ停止

四 建築士ノ業務ノ禁止

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十一條 登錄ヲ受ケシテ建築士ト稱シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

リ起算シ三年ヲ經過シ主務大臣ニ於テ改悛ノ情顯著ナリト認メタル者ハ

ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際引續キ一年以上建築ノ實務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス建築士試驗委員ノ銓衡ヲ經テ建築士タルコトヲ得

(手代木隆吉君登壇)

○手代木隆吉君 只今上程ニナリマシタ建築士法案ハ、政友會ノ岡田忠彦君、熊谷直太君、兒玉右二君、星島二郎君、民政黨ノ増田義一君、野村嘉六君、多田満長君、竝ニ不肖ノ提出ニ係ルモノデアリマスルガ、提案者ヲ代表致シマシテ、私ヨリ簡単ニ其趣旨ヲ辯明致シタイト思ヒマス、建築ガ個人ノ生命ニ關シ、又一般社會ノ安寧秩序、

保健衛生、又都市ノ美觀ニ關係ノアルコトハ言フ迄モアリマセヌ、建築其モノハ財產ノ要素ヲ作ツテ居ルノデアリマスルガ、御承

知ノ通り近時此建築ガ非常ニ進展ヲ致シマシテ、其關係ガ複雜機微ナル事態ノ發生ヲ

タヤウナ、此目的ニ對シテ責任ヲ執ラシム

ヨリ致シマシテ、茲ニ一定ノ資格、條件ヲ

トデアルト考ヘルノデアリマス、左様ナ所

ルト云フコトニ致シタイト云フノガ、本法

案ノ趣旨デアリマス、而シテ此法案ハ、第

五十六議會及第六十五議會ニ於キマシテ、衆議院ノ可決ヲ得テ居ルノデアリマシテ、

貴族院ニ於テ遂ニ審議未了ニ終ツテ居ルノデアリマスルガ、此完成ハ一日モ速カナル

ノ必要ガアル譯デアリマシテ、今回更ニ茲ニ提案ヲ致シタノデアリマス、此法案ノ建前ハ辨理士法ト同ジ形式、同ジ方針ニ依ツテ立案ヲ致シテ居ルノデアリマス、何卒此趣旨ニ御賛成下サイマシテ、御審議ノ上ニ速ニ協賛ヲ與ヘラレルコトヲ望ミマス（拍手）リマセヌ	
○議長（濱田國松君）別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ	
○青木雷三郎君 本案ハ田中祐四郎君外二名提出、衛生組合法案外四件委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス	
○議長（濱田國松君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	
○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第ニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ	
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	
○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第七及第八ハ、同一委員ニ付託セル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ	
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	
○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、日程第八、郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與未濟ニ關スル法律案、日程第九、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、日程第十、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、右兩案ヲ第一讀會ノ續ラ開キマス、委員長ノ報告ヲ求ヌマス——理事井上知治君	
第七 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（八田宗吉君外七名提出）	
第一讀會ノ續（委員長報告）	
第八 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與未濟ニ關スル法律案（寺田市正君外三名提出）	
第一讀會ノ續（委員長報告）	
報告書 一家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（八田宗吉君外七名提出）	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也	
昭和十年二月十四日 委員長 濱田國松殿 衆議院議長 濱田國松殿	
報告書 一郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案（寺田市正君外三名提出）	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也	
昭和十年二月二十一日 理事 井上 知治 〔井上知治君登壇〕	
衆議院議長 濱田國松殿	
○井上知治君 只今上程サレマシタル家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、並ニ郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案、右兩案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案ノ委員會ハ、去ル十四日開カレタノデアリマスルガ、委員末松偕一郎君カラ、熱心ニシテ且又剝切ナル賛成意見ノ陳述ガアリマシタ、之ニ對シマシテ他ノ委員、亦贊成ヲ表セラレタノデアリマスケレドモ、唯林平馬委員反対意見デアッタノデアリマス、併シ此法律案ハ既ニ今日マデ六回本院ヲ通過致シタ案デアリマスルカラ、滿場一致可決セラレタノデアリマス	
○青木雷三郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレントヲ望ミマス	
○議長（濱田國松君） 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	
〔異議ナシト呼フ者アリ〕	
○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス	
報告書 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（佐々木家壽治君外一名提出）	
第十四 藏王山一帶地域國立公園指定 （委員長報告）	
第十三 常願寺川改修ニ關スル建議案（石坂豊一君外五名提出）	
第十二 尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案（陰山貞吉君提出）	
第十一 大阪市内貫通西成線高架改築 （委員長報告）	
第十四 藏王山一帶地域國立公園指定 （委員長報告）	
（委員長報告）	

第十五 棉花耕作助成ニ關スル建議案 (佐藤庄太郎君外二名提出)	(委員長報告)
第十六 銀錢輸入關稅免除其ノ他ニ關スル建議案(蔭山貞吉君外五名提出)	(委員長報告)
第十七 石炭鐵道運賃低減ニ關スル建議案(鈴木辰三郎君外二名提出)	(委員長報告)
第十八 常磐炭鐵道運賃低減ニ關スル建議案(中井川浩君外一名提出)	(委員長報告)
第十九 阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案(蔭山貞吉君外七名提出)	(委員長報告)
第二十 阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案(前田房之助君外六名提出)	(委員長報告)
第二十一 御影芦屋川間ニ防潮護岸堤構築ニ關スル建議案(蔭山貞吉君提出)	(委員長報告)
第二十二 芦屋川御影間防潮堤構築ニ關スル建議案(前田房之助君外三名提出)	(委員長報告)
第二十三 地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)	(委員長報告)
第二十四 地方稅制限ニ關スル法律中改正ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外七名提出)	(委員長報告)
第二十五 林業振興ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)	(委員長報告)
第二十六 林業振興ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)	(委員長報告)

第二十七 森林火災保險國營ニ關スル建議案(高田耘平君外六名提出)	(委員長報告)
第二十八 森林火災保險國營ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)	(委員長報告)
第二十九 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案	(委員長報告)
第三十 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案	(委員長報告)
第三十一 環海我國ノ如キハ航路ノ擴張及海陸聯絡設備ノ急要ナル固ヨリリヲ俟タス今ヤ滿洲國ハ獨立シテ吉會鐵道其ノ完成ヲ告ケ北滿ノ物資輸送上及歐露方面ヨリノ交通貿易上大陸ト本土トノ聯絡ヲ近接急速ナラシムルノ必要切ナリ而シテ清津羅津又ハ雄基敦賀間ノ航路ハ此ノ聯絡上最捷徑ニシテ殊ニ敦賀港ハ本土内ニ於テモ鐵道ニ依リ旅客並物資ヲ京阪地方ハ勿論直ニ關東地方ニ運送スルニ至便ノ地ナリ斯出)	(委員長報告)
第三十二 芦屋川御影間防潮堤構築ニ關スル建議案(前田房之助君外三名提出)	(委員長報告)
第三十三 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(佐保畢雄君提出)	(委員長報告)
第三十四 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(上田孝吉君外一名提出)	(委員長報告)
第三十五 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)
第三十六 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)

第三十七 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(田中祐四郎提出)	(委員長報告)
第三十八 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)
第三十九 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)
第四十 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)	(委員長報告)
第四十一 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)	(委員長報告)

第四十二 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(田中祐四郎提出)	(委員長報告)
第四十三 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)
第四十四 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)	(委員長報告)
第四十五 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)	(委員長報告)
第四十六 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)	(委員長報告)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月九日

建議委員長 田中祐四郎

二重要ナル使命ヲ帶ヒ其ノ機能ヲ十分ニ發揮シツツアリ然ルニ同線ハ街衢錯雜人家密集セル繁華街ヲ貫キ殊ニ最近「ガソリンカー」ノ運轉ニ依リ運轉回數ノ激増ヲ來シ爲ニ多數ノ踏切ハ繁濶ナル交通ヲ阻害シテ不測ノ損害ヲ與ヘ或ハ人命ノ危險ニ曝サルモノ亦カラス民衆ノ蒙ル不利不便洵ニ甚大ナルモノアリ政府ハ曩ニ城東線及東海道線ノ高架改築ヲ斷行シテ市民ノ福利増進ニ資セラレ今ヤ本線一部併行セル阪神電車線モ近ク高架ニ改築セラレムトス此ノ秋ニ當リ西成線ノ高架改築決行ハ沿線住民ハ勿論汎ク大阪市民ノ願望シテ已マサル所ナリ故ニ政府ハ本線ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ旅客並貨物輸送ニ最適切ナルヤウ高架改築ヲ速ニ實現シ以テ大阪市ノ發展ト市民ノ福祉増進トニ貢獻セラレムコトヲ望ム

ニ重要ナル使命ヲ帶ヒ其ノ機能ヲ十分ニ發揮シツツアリ然ルニ同線ハ街衢錯雜人家密集セル繁華街ヲ貫キ殊ニ最近「ガソリンカー」ノ運轉ニ依リ運轉回數ノ激増ヲ來シ爲ニ多數ノ踏切ハ繁濶ナル交通ヲ阻害シテ不測ノ損害ヲ與ヘ或ハ人命ノ危險ニ曝サルモノ亦カラス民衆ノ蒙ル不利不便洵ニ甚大ナルモノアリ政府ハ曩ニ城東線及東海道線ノ高架改築ヲ断行シテ市民ノ福利増進ニ資セラレ今ヤ本線一部併行セル阪神電車線モ近ク高架ニ改築セラレムトス此ノ秋ニ當リ西成線ノ高架改築決行ハ沿線住民ハ勿論汎ク大阪市民ノ願望シテ已マサル所ナリ故ニ政府ハ本線ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ旅客並貨物輸送ニ最適切ナルヤウ高架改築ヲ速ニ實現シ以テ大阪市ノ發展ト市民ノ福祉増進トニ貢獻セラレムコトヲ望ム

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月九日

建議委員長 田中祐四郎

第二十七 森林火災保險國營ニ關スル建議案(高田耘平君外六名提出)

第二十八 森林火災保險國營ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)

第二十九 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案

第三十 敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開始ニ關スル建議案

第三十一 環海我國ノ如キハ航路ノ擴張及海陸聯絡設備ノ急要ナル固ヨリリヲ俟タス今ヤ滿洲國ハ獨立シテ吉會鐵道其ノ完成ヲ告ケ北滿ノ物資輸送上及歐露方面ヨリノ交通貿易上大陸ト本土トノ聯絡ヲ近接急速ナラシムルノ必要切ナリ而シテ清津羅津又ハ雄基敦賀間ノ航路ハ此ノ聯絡上最捷徑ニシテ殊ニ敦賀港ハ本土内ニ於テモ鐵道ニ依リ旅客並物資ヲ京阪地方ハ勿論直ニ關東地方ニ運送スルニ至便ノ地ナリ斯出)

第三十二 芦屋川御影間防潮堤構築ニ關スル建議案(前田房之助君外三名提出)

第三十三 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(佐保畢雄君提出)

第三十四 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(上田孝吉君外一名提出)

第三十五 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第三十六 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第三十七 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(田中祐四郎提出)

第三十八 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第三十九 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第四十 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)

第四十一 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)

第四十二 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(田中祐四郎提出)

第四十三 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第四十四 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(福知山線尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル建議案)

第四十五 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)

第四十六 大阪市内貫通西成線高架改築ニ關スル建議案(高田耘平君外五名提出)

ヒタルモ經費特ニ一部改良工事ノ關係上
延期セラレタルヤニ仄聞ス然ルニ當區間
住民ハ最近ノ交通頻繁ナルニ鑑ミ之カ實
施ヲ翹望セルヤ久シ仍テ政府ハ此ノ際速
ニ之カ實現ヲ圖ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一尼崎三田間ガソリンカー運轉ニ關スル
建議案(蔭山貞吉君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
棉花耕作助成ニ關スル建議案
棉花耕作助成ニ關スル建議
内地ニ於テ棉花ヲ耕作スル者ニ對シ其ノ
作付段別一段歩ニ付金十圓乃至十五圓ヲ
助成金トシテ交付セラレムコトヲ望ム
右建議ス

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常願寺川改修ニ關スル建議案
常願寺川改修ニ關スル建議
政府ハ速ニ富山縣常願寺川ノ改修ニ着手
セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一棉花耕作助成ニ關スル建議案(佐藤庄
太郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
銑鐵輸入關稅免除其ノ他ニ關スル建議
案
銑鐵輸入關稅免除其ノ他ニ關スル建議
案
政府ハ銑鐵ノ供給不足ヲ緩和スル爲之力
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
藏王山一帶地域國立公園指定ニ關スル
建議案
藏王山一帶地域國立公園指定ニ關スル
建議案
藏王山一帶地域國立公園指定ニ關スル
建議案
藏王山一帶地域國立公園指定ニ關スル
建議案
宮城山形兩縣下ニ跨ル藏王山一帶ノ地域
建議案

報告書
一常願寺川改修ニ關スル建議案(石坂豊
一君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議案
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
政府ハ常磐鐵道運賃ノ低減ヲ速ニ斷行セ
ラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書
一棉花耕作助成ニ關スル建議案(佐藤庄
太郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議案(中
井川浩君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「常
磐鐵道運賃低減ニ關スル建議」ト爲シ
別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段
及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案
案(蔭山貞吉君外五名提出)

報告書
一阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案
案(蔭山貞吉君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案
案(蔭山貞吉君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十年二月九日 建議委員長 田中祐四郎
衆議院議長濱田國松殿
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
常磐鐵道運賃低減ニ關スル建議
阪神間ニ大防波堤構築ニ關スル建議案
案(蔭山貞吉君外六名提出)

ニ幼齡未熟ノ森林ヲ過伐濫採スルヲ以テ將來我カ帝國ノ森林資源涵養上大ナル不安ヲ招來シツツアルハ憂慮ニ堪へサル所ナリ仍テ政府ハ刻下ノ實情ニ即シ特ニ幼齡森林ニ對スル金融ヲ圖ラムカ爲低利資金ノ融通ヲ圖ルノ要アリト認ム

政府ハ如上ノ各項ニ付其ノ實現ヲ圖ラムコトヲ望ム

右建議ス

林業振興ニ關スル建議案

林業振興ニ關スル建議案

我カ國森林業發達ノ跡ヲ觀ルニ國有林、御料林ハ稍其ノ緒ニ就ケルモ一般民有林ハ不振ヲ極ム斯ノ如ク跛行的發展過程ヲ辿レルハ帝國森林政策上最考慮ヲ要スヘキ所ニシテ民間林業振興上之カ對策ハ左ノ諸項ト認ム

一 林道開設助成ニ關スル事項
森林資源ノ利用開發上將又疲弊困憊セル山村經濟更生上林道開設ハ最效果的ニシテ農村匡救事業費ノ激減並匡救事業打切後ニ於ケル措置對策トシテモ必要ナルノミナラス山村經濟ノ根本的更生ヲ期セムカ爲積極的ニ林道開設助成ノ對策樹立ハ最急施ヲ要スルモノト認ム

二 森林金融機關ノ改善ニ關スル事項
森林金融ノ疏通ヲ圖ルハ刻下ノ最大急務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサルハ瞭ナル所ナリ仍テ政府ハ森林銀行法並森林信託會社法ヲ制定シ以テ森林金融ノ改善ヲ圖ルノ要アリト認ム

三 林產物ノ價格統制ニ關スル事項
林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ府ハ木材等林產物ノ價格統制昂上ヲ圖ラムカ爲左ノ各項ニ依リ其ノ實現ニ努ムルノ要アリト認ム

(1) 國有林其ノ他官廳所管ノ森林、研伐量ヲ調節シ以テ木材需給關係統制ノ下ニ木材價格ノ維持昂上ヲ圖ルコト
(2) 北海道竝樺太廳所管ノ森林行政ヲ農林省ニ移管統一シ且其ノ他ノ植民地林業トノ聯絡ヲ密ニシ以テ森林施業ノ合理的統制ヲ圖ルコト
(3) 國有林野特別會計法ヲ制定シ森林研伐量並森林收入ノ調節ヲ圖ルコト
(4) 官營木炭ノ生產量ヲ調節シ民營斯業ノ受クル壓迫ヲ除去スルコト

四 林業振興ニ關スル建議案

我カ國森林業發達ノ跡ヲ觀ルニ國有林、御料林ハ稍其ノ緒ニ就ケルモ一般民有林ハ不振ヲ極ム斯ノ如ク跛行的發展過程ヲ辿レルハ帝國森林政策上最考慮ヲ要スヘキ所ニシテ民間林業振興上之カ對策ハ多々アルヘシト雖差詰メ急施ヲ要スルハ左ノ諸項ト認ム

一 林道開設助成ニ關スル事項
森林資源ノ利用開發上將又疲弊困憊セル山村經濟更生上林道開設ハ最效果的ニシテ農村匡救事業費ノ激減並匡救事業打切後ニ於ケル措置對策トシテモ必要ナルノミナラス山村經濟ノ根本的更生ヲ期セムカ爲積極的ニ林道開設助成ノ對策樹立ハ最急施ヲ要スルモノト認ム

二 森林金融機關ノ改善ニ關スル事項
森林金融ノ疏通ヲ圖ルハ刻下ノ最大急務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサルハ瞭ナル所ナリ仍テ政府ハ森林銀行法並森林信託會社法ヲ制定シ以テ森林金融ノ改善ヲ圖ルノ要アリト認ム

三 林產物ノ價格統制ニ關スル事項
林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ府ハ木材等林產物ノ價格統制昂上ヲ圖ラムカ爲左ノ各項ニ依リ其ノ實現ニ努ムルノ要アリト認ム

一 林業振興ニ關スル建議案(近藤壽市郎君外六名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也昭和十年二月九日

建議委員長 田中祐四郎

衆議院議長濱田國松殿(別紙)

林業振興ニ關スル建議案

我カ國森林業發達ノ跡ヲ觀ルニ國有林、御料林ハ稍其ノ緒ニ就ケルモ一般民有林ハ不振ヲ極ム斯ノ如ク跛行的發展過程ヲ辿レルハ帝國森林政策上最考慮ヲ要スヘキ所ニシテ民間林業振興上之カ對策ハ多々アルヘシト雖差詰メ急施ヲ要スルハ左ノ諸項ト認ム

一 林道開設助成ニ關スル事項
森林資源ノ利用開發上將又疲弊困憊セル山村經濟更生上林道開設ハ最效果的ニシテ農村匡救事業費ノ激減並匡救事業打切後ニ於ケル措置對策トシテモ必要ナルノミナラス山村經濟ノ根本的更生ヲ期セムカ爲積極的ニ林道開設助成ノ對策樹立ハ最急施ヲ要スルモノト認ム

二 森林金融機關ノ改善ニ關スル事項
森林金融ノ疏通ヲ圖ルハ刻下ノ最大急務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサルハ瞭ナル所ナリ仍テ政府ハ森林銀行法並森林信託會社法ヲ制定シ以テ森林金融ノ改善ヲ圖ルノ要アリト認ム

三 林產物ノ價格統制ニ關スル事項
林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ府ハ木材等林產物ノ價格統制昂上ヲ圖ラムカ爲左ノ各項ニ依リ其ノ實現ニ努ムルノ要アリト認ム

一 林業振興ニ關スル建議案(高田耘平)

右建議ス

森林火災保險國營ニ關スル建議案

森林火災保險國營ニ關スル建議案

森林火災保險ハ極メテ緊要ナル事業ニシテ之ニ依リテ一朝有事ノ際ニ於ケル復興ニ資シ又當時金融ノ途ヲ開キ現下山村ノ窮乏及我カ邦林業ノ廢頽ヲ救フ最有效ナル施設ノ一ナリト認ム然ルニ之ヲ民營ト爲スニ於テハ未タ國民ノ期待ニ副ハス隔

二 森林金融機關ノ改善ニ關スル事項
森林金融ノ疏通ヲ圖ルハ刻下ノ最大急務ニシテ現在ノ不動產銀行ノ機能ヲ以テシテハ到底其ノ要望ヲ満ス能ハサルハ瞭ナル所ナリ仍テ政府ハ森林銀行法並森林信託會社法ヲ制定シ以テ森林金融ノ改善ヲ圖ルノ要アリト認ム

三 林產物ノ價格統制ニ關スル事項
林業界ノ悲境打開上最急施ヲ要スルハ府ハ木材等林產物ノ價格統制昂上ヲ圖ラムカ爲左ノ各項ニ依リ其ノ實現ニ努ムルノ要アリト認ム

靴搔洋ノ感切ナルモノアルヲ以テ政府ハ
速ニ森林火災保険國營ノ實現ヲ期セラレ
ムコトヲ望ム

右建議ス

森林火災保険國營ニ關スル建議案

森林火災保険國營ニ關スル建議案

森林火災保険國營ニ關スル建議案
森林火災保険國營ニ關スル建議案
テ之ニ依リテ一朝有事ノ際ニ於ケル復興
ニ資シ又常時金融ノ途ヲ開キ現下山村ノ
窮乏及我カ邦林業ノ廢頽ヲ救フ最有效ナ
ル施設ノ一ナリト認ム然ルニ之ヲ民營ト
爲スニ於テハ未タ國民ノ期待ニ副ハス隔
靴搔洋ノ感切ナルモノアルヲ以テ政府ハ
速ニ森林火災保険國營ノ實現ヲ期セラレ
ムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一 森林火災保険國營ニ關スル建議案 (高
田耘平君外五名提出)
一 森林火災保険國營ニ關スル建議案 (近
藤壽市郎君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通(内
容同一)修正スヘキモノト議決致候此段
及報告候也

昭和十年二月九日

建議委員長 田中祐四郎

(別紙)

衆議院議長濱田國松殿

森林火災保険國營ニ關スル建議
森林火災保険國營ニ關スル建議
テ之ニ依リテ一朝有事ノ際ニ於ケル復興
ニ資シ又常時金融ノ途ヲ開キ現下山村ノ
窮乏及我カ邦林業ノ廢頽ヲ救フ最有效ナ
ル施設ノ一ナリト認ム然ルニ之ヲ民營ト

爲スニ於テハ未タ國民ノ期待ニ副ハス隔
靴搔洋ノ感切ナルモノアルヲ以テ政府ハ
速ニ森林火災保険國營ノ實現ヲ期セラレ
ムコトヲ望ム

右建議ス

(田中祐四郎君登壇)

○田中祐四郎君 建議委員會ノ審査ノ經過
竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、昨日マデノ
提出數ハ百八件デアリマス、委員會ニ於キ
マシテハ、分科ヲ設ケマシテ慎重審議、一
案毎ニ提案者ノ説明ヲ求メ、又政府ノ意見
ヲ質シマシテ、可決スベキモノハ可決シ、目
次等ノ研究ヲスルト云フ計画ニナッテ居ル
マス、大體ト致シマシテハ農村對策、風水
害對策等ガ多ク提出セラレ居リマス、次
デ鐵道速成ノ建議、又ハ河川改修ト治水ニ
關スル案件等ガ多數ニ出テ居ルノデアリマ
ス、委員會ニ於キマシテ第三回マデノ審査
終了ノ議案、即チ本日上程ノ二十件ニ付キ
マシテ簡単に申上ゲマス、可決致シタモノ
ハ八件デアリマス、此日程デ申シマスレ
バ、第九ヨリ第十六マデガ可決致シタルモノ
ハ十二件デアリマス、此日程デ申シマスレ
アリマシテ、第十七並ニ第十八ハ併合致シ、
十九、二十モ併合致シ、二十一、二十二モ
併合致シ、二十三、二十四モ併合、二十五、
二十六モ併合、二十七、二十八モ併合修正
シタノデアリマシテ、此中棉花耕作助成ニ
關スル建議ハ、人絹ノ進出ニ依リマシテ養
蠶ノ衰退トナリ、其桑園ノ代作ト致シマシ
テ、棉花ノ耕作ヲ獎勵スルト云フコトガ最
モ適切デアル、斯ウ云フ意味ノ意見デア

之ヲ我國内ニ耕作致シマシテ、相當成績
ガ上ルト云フ見込モ立ツテ居ルヤウデア
リマス、之ヲ桑園ノ整理代作ニ致スト云
フコトハ、所謂農村ノ疲弊困憊ノ原因ヲ
成シテ居ル、農村ノ困憊打開ノ一助トモ
ナル譯デアリマセウシ、又巨額ノ輸入棉
花ノ一部ノ防遏ノ一助トナル、斯ウ云フ考
ヨリ致シマシテ、特ニ政府ニ此點ニ付テ注
意ヲ望ミ、又政府モ十年度ノ豫算ニ於キマ
シテ、畑地ノ利用改善ト云フコトニ付テ、
是等ノ研究ヲスルト云フ計画ニナッテ居ル
ヤウデアリマス、旁々ソレニ拍車ヲ掛けテ、
此棉花耕作助成ニ關スル建議案ヲ可決スル
コトガ適當デアル、斯ウ委員會ハ認メテ可
決ヲシタノデアリマス、次ニ常願寺川改修
ニ關スル建議デアリマスガ、是ハ曾テ數千
ノ人命ヲ奪ヒ、巨額ノ民財ヲ流亡シタル所
ノ、極メテ恐シイ川デアル、是ハ沿岸ニ於
キマシテ非常ニ困ヅテ居ルガ、富山縣ニハ改
修ヲ要スル河川ガ多イ爲ニ免角遅レ取ツ
テ居ル、政府ノ方デモ、第三回ノ治水計畫
ニ加シテ居ルノデアリマスガ、其起工ガ遲レ
テ居ル、洵ニ同情スベキ點ガアルヤウデア
リマスノデ、是ハ特ニ其促進ノ貫徹ヲ圖ル
意味ニ於テ可決シタルノデアリマス、次ニ銑
鐵輸入關稅免除ノ件デアリマスガ、是モ極
メテ急ヲ要スル問題デアリマスノデ、當局
ニ向ツテ緊急處理ノ注意ヲ促シテ置キマシタ
タヤウナ譯デアリマス、此外災害對策ニ付

リマス、紡績用ノ爲ノ輸入棉花ハ、
九年度ニ於キマシテ七億五千万圓ト
稱セラレテ居リマス、此紡績用ノ棉花ハ、
我國ノ在來ノ棉花ハ適シナイ、舶來種デ
ナイト適シナイト云フコトデアリマスルガ、
之ヲ我國内ニ耕作致シマシテ、相當成績
ガ上ルト云フ見込モ立ツテ居ルヤウデア
リマス、之ヲ桑園ノ整理代作ニ致スト云
フコトハ、所謂農村ノ疲弊困憊ノ原因ヲ
成シテ居ル、農村ノ困憊打開ノ一助トモ
ナル譯デアリマセウシ、又巨額ノ輸入棉
花ノ一部ノ防遏ノ一助トナル、斯ウ云フ考
ヨリ致シマシテ、特ニ政府ニ此點ニ付テ注
意ヲ望ミ、又政府モ十年度ノ豫算ニ於キマ
シテ、畑地ノ利用改善ト云フコトニ付テ、
是等ノ研究ヲスルト云フ計画ニナッテ居ル
ヤウデアリマス、旁々ソレニ拍車ヲ掛けテ、
此棉花耕作助成ニ關スル建議案ヲ可決スル
コトガ適當デアル、斯ウ委員會ハ認メテ可
決ヲシタノデアリマス、次ニ常願寺川改修
ニ關スル建議デアリマスガ、是ハ曾テ數千
ノ人命ヲ奪ヒ、巨額ノ民財ヲ流亡シタル所
ノ、極メテ恐シイ川デアル、是ハ沿岸ニ於
キマシテ非常ニ困ヅテ居ルガ、富山縣ニハ改
修ヲ要スル河川ガ多イ爲ニ免角遅レ取ツ
テ居ル、政府ノ方デモ、第三回ノ治水計畫
ニ加シテ居ルノデアリマスガ、其起工ガ遲レ
テ居ル、洵ニ同情スベキ點ガアルヤウデア
リマスノデ、是ハ特ニ其促進ノ貫徹ヲ圖ル
意味ニ於テ可決シタルノデアリマス、次ニ銑
鐵輸入關稅免除ノ件デアリマスガ、是モ極
メテ急ヲ要スル問題デアリマスノデ、當局
ニ向ツテ緊急處理ノ注意ヲ促シテ置キマシタ
タヤウナ譯デアリマス、此外災害對策ニ付

○青木雷三郎君

先ニ後廻シトナシタル日
程ハ延期スルコト、シ、本日ハ是ニテ散會
セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午時二時五十三分散會

衆議院議事速記録第十七號中
正誤

頁	段	行	誤	正
二九八	二二八	高田耕平君	富田幸次郎君	
三〇〇	四四	之農林省	又農林省	
三〇一	一二三二	アリマセヌカ	アリマセヌ	
三一一	三三三	氣事訴訟法	民事訴訟法	
三一八	三一六	上程ニツテ	上程ニナツテ	

